

NPOとの協働事例

【事例 1】

事業名	NPO支援、地域づくり活動支援事業		
実施年度	平成18年度～	協働の形態	事業委託
事業内容	<p>NPOの育成、自立及びの活動の促進や、民間活力を基本とした地域づくりを促進するため、NPO活動の支援や住民主体の地域づくり活動についてNPO（中間支援組織）が設置・運営するセンター機能を活用し支援を行う。</p> <p>○NPO支援業務（県民生活・環境部県民生活課所管）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOの設立・法人化等の相談業務、NPO活動情報発信ポータルサイトの運営、協働推進業務 <p>○地域づくり活動支援業務（総務管理部地域政策課所管）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材養成業務、地域づくり研修・交流業務 		
協働の相手方	団体名：新潟県NPO・地域づくり支援センター（新潟NPO協会、まちづくり学校連合体） 法人格（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）		
事業費（決算額）	11,169,000円		
協働に至る経過 （協働事業を行ったきっかけ）	<p>【事業企画・提案者】 <input checked="" type="checkbox"/>県 <input checked="" type="checkbox"/>NPO</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、平成15年度から実施してきた公設・民営による県NPOサポートセンター業務委託を平成17年度で終了することとし、18年度以降のNPO支援体制について検討してきた。また、総務管理部が所管している住民主体の地域づくり活動の支援事業については、県の地域づくり支援業務を担ってきた外郭団体が平成17年度をもって他団体との統合により廃止となるため、両所管課において新たな支援体制のあり方を検討してきた。 ・NPO側でも、県NPOサポートセンター業務委託の終了、県の外郭団体の整理・統合の動きを受け、民設・民営の支援センターによるNPO支援と地域づくり支援の一体的な支援体制を民間独自で検討を始め、NPO支援と地域づくり活動支援を専門とする2つのNPO法人が、県と民間の共設・共営の支援センターという形で企画を提案してきた。 ・県では、NPO・地域づくりを所管する部・課による協議・検討の結果、住民の主体的な活動の効果的な支援を図るため、NPO支援と地域づくり活動支援の一体的な業務委託を企画コンペにより実施することとし、企画提案をしたNPO法人の連合体が受託することとなった。 <p>相手先の選定方法（※委託事業の場合のみ）</p> <input type="checkbox"/> 随意契約 <input checked="" type="checkbox"/> 企画コンペ <input type="checkbox"/> 競争入札 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
役割分担	<p>県：事業全体の企画、相談業務のサポート、行政機関との連絡・調整、委託業務に必要な情報提供</p> <p>NPO：委託契約に基づく、NPO団体の相談・活動支援と活動を担う民間の人材養成と地域づくり活動の支援（他に民設・民営の支援センターとして各種講座開催など自主事業を行っている。）</p>		
協働事業の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・県全域を支援エリアとする中間支援組織と、地域づくりの人材養成のノウハウや地域づくり活動をコーディネートする専門的ノウハウを持つ二つの団体の連合体によるNPO支援と地域づくり支援の一体的な支援により、行政ではできない横断的なサービスが提供されている。 		

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県全域を支援エリアとする支援業務としての役割や各地域の中間支援組織との協働・連携が十分とはいえないため、今後、効果的な支援方法や地域の中間支援組織との役割分担を検討する必要がある。 ・ 一般県民に対する支援機関の認知度は十分でないことから、NPOや地域づくり活動の裾野を広げるため、民設の支援組織の認知度も高めていく必要がある。 ・ 協働事業であっても契約上のルールや法令、規則の制約があることなどについて、NPO側が完全に理解しているとはいえず、行政側もNPOの特性や協働の意義などについて十分理解しているとはいえない状況がある。今後、協働の意義、協働における契約の方法、協働事業の進め方など双方が十分理解し、円滑な協働事業が実施されるよう、協働のルールについても、NPOと行政の協働により検討していく必要がある。
今後の協働事業実施の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政にはない専門的な支援ノウハウをもつNPOとの協働は、住民主体の活動の継続的な支援を行っていく上で今後も不可欠であり、行政と民間の役割分担や行政とNPO双方のメリットを活かした協働の在り方などについても、行政とNPOの協働により検討していく必要がある。
事業担当部・課	県民生活・環境部 県民生活課 (TEL: 025-280-5134)、 総務管理部 地域政策課 (TEL: 025-280-5094)

成功のポイント

担当者が語る

- ・ 県は組織の縦割りを超え、住民主体の活動を支援するという共通の目的のため協働（執行委任による）による事業委託とし、NPO側も組織の違いを乗り越え、異なる団体の連合体という新たなNPO同士の協働の形態を実現した。
- ・ 事業実施にあたっては、行政とNPOの双方の長所が活かされるよう、十分な協議を重ねコミュニケーションを図り、お互いの立場を理解することが必要であり、NPOを協働の対等のパートナーとして位置付けることが重要と考える。
- ・ 事業担当者である県職員は事業の委託者としてだけでなく、実際の事業運営にも関わることで、NPOの手法や地域住民の活動を理解し学ぶ協働の現場となっている。



地域づくり活動支援業務（まちづくりコーディネーター養成講座等）実施風景